ロ　加算校舎面積の表

| 課程の区分 | 通信制の学科の属する分野の区分 | 通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|---|---|---|---|
| 高等課程又は専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 八十人まで | 180 |
| | | 八十一人以上 | 180＋1.8×（総定員－80） |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 八十人まで | 140 |
| | | 八十一人以上 | 140＋1.5×（総定員－80） |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 八十人まで | 110 |
| | | 八十一人以上 | 110＋1.5×（総定員－80） |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 八十人まで | 100 |
| | | 八十一人以上 | 100＋1.4×（総定員－80） |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（学校基本調査規則の一部改正）

**第三条**　学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （立入検査等）<br>**第十二条**　文部科学大臣は、学校基本調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときには、法第十五条第一項の規定により、学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。次項において「従事者」という。）に、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の教員、職員、幼児、児童、生徒及び学生の数並びに学級数に関する事項について立入検査等を行わせることができる。<br>２・３　［略］ | （立入検査等）<br>**第十二条**　文部科学大臣は、学校基本調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときには、法第十五条第一項の規定により、学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。次項において「従事者」という。）に、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の教員、職員、幼児、児童及び生徒の数並びに学級数に関する事項について立入検査等を行わせることができる。<br>２・３　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

**第四条**　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| **第二十六条**　免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限 | **第二十六条**　免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限 |

ロ　加算校舎面積の表

| 課程の区分 | 通信制の学科の属する分野の区分 | 通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|---|---|---|---|
| 高等課程又は専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 八十人まで | 180 |
| | | 八十一人以上 | 180＋1.8×（生徒総定員－80） |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 八十人まで | 140 |
| | | 八十一人以上 | 140＋1.5×（生徒総定員－80） |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 八十人まで | 110 |
| | | 八十一人以上 | 110＋1.5×（生徒総定員－80） |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 八十人まで | 100 |
| | | 八十一人以上 | 100＋1.4×（生徒総定員－80） |